

常陸太田市議会議長交際費の支出に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、議長が議会を代表して行う交際に必要な経費（以下「議長交際費」という。）の支出について、執行基準を設け適正な執行に資するため、必要事項を定めるものとする。

(支出種別及び支出範囲)

第2条 議長交際費は、社会通念上認められる範囲において、支出するものとする。

2 議長交際費の種別及び支出範囲等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 慶祝 広く市民を対象とした文化又はスポーツの行事、記念式典、祝賀会及び壮途祝い等について支出するものとし、金額は10,000円を限度とする。
- (2) 会費 会費を必要とする場合、又は、飲食を伴う研修会、会合、懇談会等について支出するものとする。金額については、指定のあるものについては、会費相当額を、指定のないものについては、原則5,000円、または、実費相当額とする。ただし、近隣市町村との均衡をはかる必要がある場合は、均衡を失しない額とする。
- (3) 弔慰 支出対象者及び金額については、別表「弔慰金等支出表」に則り支出するものとする。
- (4) 協賛 各種団体の活動の趣旨及び目的に賛同できるものに対し支出するものとし、金額については原則5,000円または近隣市町村との均衡をはかる必要がある場合は、均衡を失しない額とする。
- (5) 見舞 病気見舞いについては別表「弔慰金等支出表」に掲げる者を対象とし、金額については10,000円を限度とする。また、交流等のある自治体の罹災見舞いについては、罹災の状況等により社会通念上認められる範囲において決定するものとする。
- (6) 渉外 市政・市議会の運営上必要な外部機関との交渉、表敬等の交際において必要な物品の購入費用を支出するものとする。金額は、社会通念上認められる範囲の額とする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、議長が特に必要と認めた場合は支出できるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

別表

弔慰金等支出表

支出対象者		弔慰金額	供物	見舞金額
国会議員・県議会議員	現職	10,000 円以内	供花 1 基	10,000 円以内
	元職	10,000 円以内	—	—
市議会議員	現職	10,000 円以内	供花 1 基	10,000 円以内
	元職	10,000 円以内	—	—
常勤特別職	現職	10,000 円以内	供花 1 基	10,000 円以内
	元職	10,000 円以内	—	—
行政委員会委員	現職	10,000 円以内	—	10,000 円以内
	元職	10,000 円以内	—	—
その他	市の発展に大きな貢献をした場合等で市長が特に必要と認めたとき	社会通念上、認められる範囲の額		10,000 円以内